

本庄市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

平成22年3月26日

告示第82号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、地震に強い住宅を整備し、災害に強いまちづくりの整備を促進するため、市内の木造既存住宅について耐震診断を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、本庄市補助金等交付規則（平成18年本庄市規則第43号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「耐震診断」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（同法第23条第1項の規定により登録を受けた建築士事務所に属する者に限る。以下「建築士」という。）が、同法第3条から第3条の3までの規定により設計又は工事監理ができることとされた木造住宅について、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方法により、地震に対する安全性の診断を行うことをいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市内に存する木造住宅で、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

(1) 昭和56年5月31日以前に工事に着手された一戸建ての住宅又は併用住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）であること。ただし、昭和56年6月1日以後に増築又は改築されたものを除く。

(2) 地階を除く階数が2以下であること。

(3) 耐震診断の補助対象者（次条に規定する補助対象者をいう。）本人又はその2親等内の親族が所有していること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象建築物に居住し、市税を完納している者とする。この場合において、居住者と所有者が異なる場合は、当該所有者も市税を完納していなければならないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象建築物について実施する耐震診断に要する費用とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象建築物1戸につき耐震診断に要した費用の額(補助対象建築物の床面積1平方メートルにつき1,000円を限度とする。)の2分の1以内で、市長が定める額とする。ただし、5万円を限度とする。

2 前項の補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断を実施する前に、本庄市木造住宅耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し(申請する者と所有者が異なる場合は、当該所有者の住民票の写し及び2親等以内の親族であることが確認できるものを含む。)

(2) 登記事項証明書、家屋評価証明書その他の耐震診断を行う補助対象建築物の所在地、所有者及び建築年次が確認できるもの

(3) 耐震診断に要する費用の見積書の写し

(4) 付近見取図、配置図及び平面図

(5) 耐震診断を実施する者の建築士免許証の写し

(6) 市税に滞納がないことを証明する書類(申請する者と所有者が異なる場合は、当該所有者に係る市税に滞納がないことを証明する書類を含む。)

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、本庄市木造住宅耐震診断補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

（耐震診断の完了報告）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は耐震診断が完了したときは、速やかに本庄市木造住宅耐震診断完了報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1） 建築士が作成した耐震診断報告書及び関係図書
- （2） 耐震診断契約書の写し
- （3） 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、本庄市木造住宅耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日又は耐震診断が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、本庄市木造住宅耐震診断補助金交付請求書（様式第5号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合については、本庄市木造住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、本庄市木造住宅耐震診断補助金返還請求書（様式第7号）により、既に補助した額の全部又は一部を返還させることができる。

（補助の制限）

第15条 補助金の交付は、補助対象建築物1戸につき、1回限りとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第7条関係)

本庄市木造住宅耐震診断補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)本庄市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

本庄市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

補助対象建築物の所在地	本庄市		
所有者	住所		
	氏名		
診断概算費用	金	円	
補助金交付申請	金	円	
用途	<input type="checkbox"/> 一戸建住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅(居住部分 \geq 店舗等)	
構造	<input type="checkbox"/> 木造在来軸組工法	<input type="checkbox"/> 木造枠組壁工法	
規模	地上	階	延床面積 平方メートル
建築完了年月日	年	月	日
建築確認年月日番号	年	月	日 第 号
耐震診断予定期間	年	月	日から 年 月 日
耐震診断者	建築士事務所	建築事務所名 (一級・二級・木造)建築士事務所 ()知事登録第 号 所在地 電話番号	
	建築士	氏名 資格(一級・二級・木造)建築士()登録 第 号	

[添付書類]

- (1) 住民票の写し(申請する者と所有者が異なる場合は、当該所有者の住民票の写し及び2親等以内の親族であることが確認できるものを含む。)
- (2) 登記事項証明書、家屋評価証明書その他の耐震診断を行う補助対象建築物の所在地、所有者及び建築年次が確認できるもの
- (3) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (4) 付近見取図、配置図及び平面図
- (5) 耐震診断を実施する者の建築士免許証の写し
- (6) 市税に滞納がないことを証明する書類(申請する者と所有者が異なる場合は、当該所有者に係る市税に滞納がないことを証明する書類を含む。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

本庄市長



本庄市木造住宅耐震診断補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった本庄市木造住宅耐震診断補助金の交付については、本庄市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する

(1) 交付予定額 金 _____ 円

(2) 補助金交付時期 耐震診断が完了し、補助金の額の確定後に交付する。

2 交付しない

(理由)

(注) 補助金交付予定額は、耐震診断費用の確定により変更する場合があります。

様式第3号(第9条関係)

本庄市木造住宅耐震診断完了報告書

年 月 日

(あて先)本庄市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた耐震診断が完了したので、本庄市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助対象建築物の所在地	本庄市
補助金交付決定額	金 円
耐震診断に要した額	金 円
耐震診断期間	年 月 日から 年 月 日まで
耐震診断者	建築士事務所 建築士事務所 (一級・二級・木造)建築士事務所 ()知事登録第 号 所在地 電話番号
	建築士 氏名 資格(一級・二級・木造)建築士()登録 第 号

[添付書類]

- (1) 建築士が作成した耐震診断報告書及び関係図書
- (2) 耐震診断契約書の写し
- (3) 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

本庄市長



本庄市木造住宅耐震診断補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のありました本庄市木造住宅耐震診断補助金について、審査の結果、下記のとおり確定しましたので本庄市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

記

- 1 補助対象建築物の所在地 本庄市
- 2 指令年月日・番号 年 月 日 第 号
- 3 補助金交付確定額 金 _____ 円

様式第5号(第11条関係)

本庄市木造住宅耐震診断補助金交付請求書

年 月 日

(あて先)本庄市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

本庄市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 交付請求額

金 _____ 円

2 振込先(交付決定者本人名義の口座に限ります。)

振込先金融機関	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所
	口座の種別	普通・当座	
	口座番号 (フリガナ)		
	口座名義人		

第 号
年 月 日

様

本庄市長



本庄市木造住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書

本庄市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第13条の規定により、本庄市木造住宅耐震診断補助金について、下記のとおり交付決定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 取消理由

- 虚偽その他の不正行為により補助金の交付を受けたため
- 補助金を他の用途に使用したため
- 補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したため

2 取り消す交付決定の内容

指令年月日・番号 年 月 日 第 号

交 付 決 定 額 金 _____ 円

様式第7号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

本庄市長



本庄市木造住宅耐震診断補助金返還請求書

年 月 日に交付決定をした補助金については、本庄市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

1 返還金額 金 _____ 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還方法

4 返還事由